

中央防災会議  
「防災基本計画専門調査会」  
(第一回)

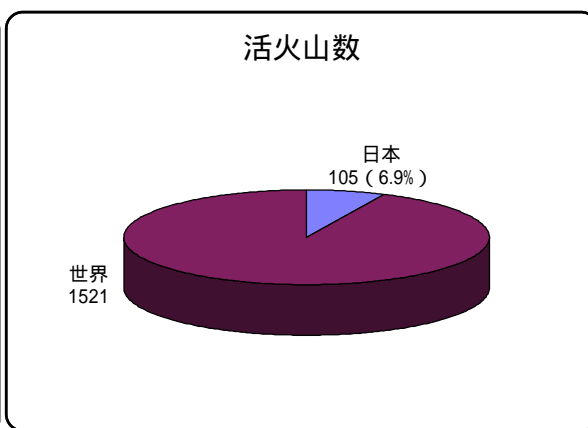
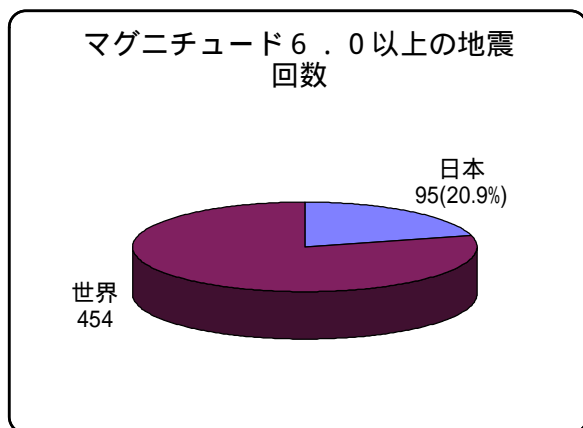
防災基本問題について

平成13年10月11日  
中央防災会議事務局

## ～災害を受けやすい国土～

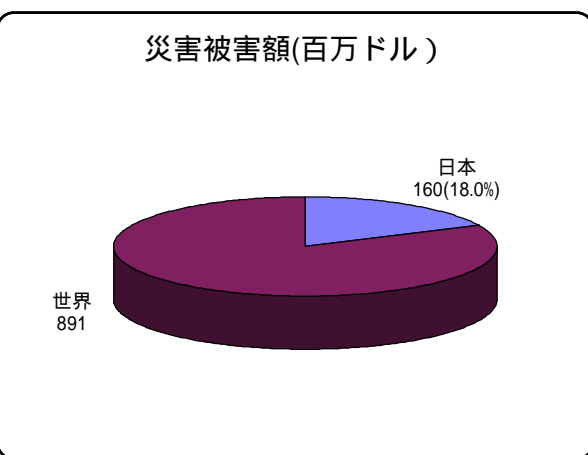
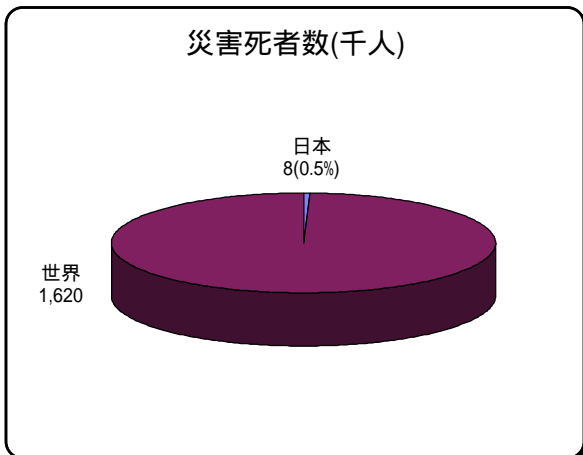
我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。

### ＜日本の災害の世界との比較＞



(注) 1994年から1998年の合計。日本については気象庁、世界についてはUSGS資料をもとに内閣府にお

(注) スミソニアン博物館資料をもとに内閣府において作成。  
活火山の定義は過去10000年以内に噴火したものの。  
(日本気象庁の定義では過去2000年以内に噴火した)



(注) 1980年から1999年の合計。CRED資料をもとに内閣府において作成。

(注) 1980年から1999年の合計。CRED資料をもとに内閣府において作成。

## 昭和20年以降の我が国の主な自然災害の状況

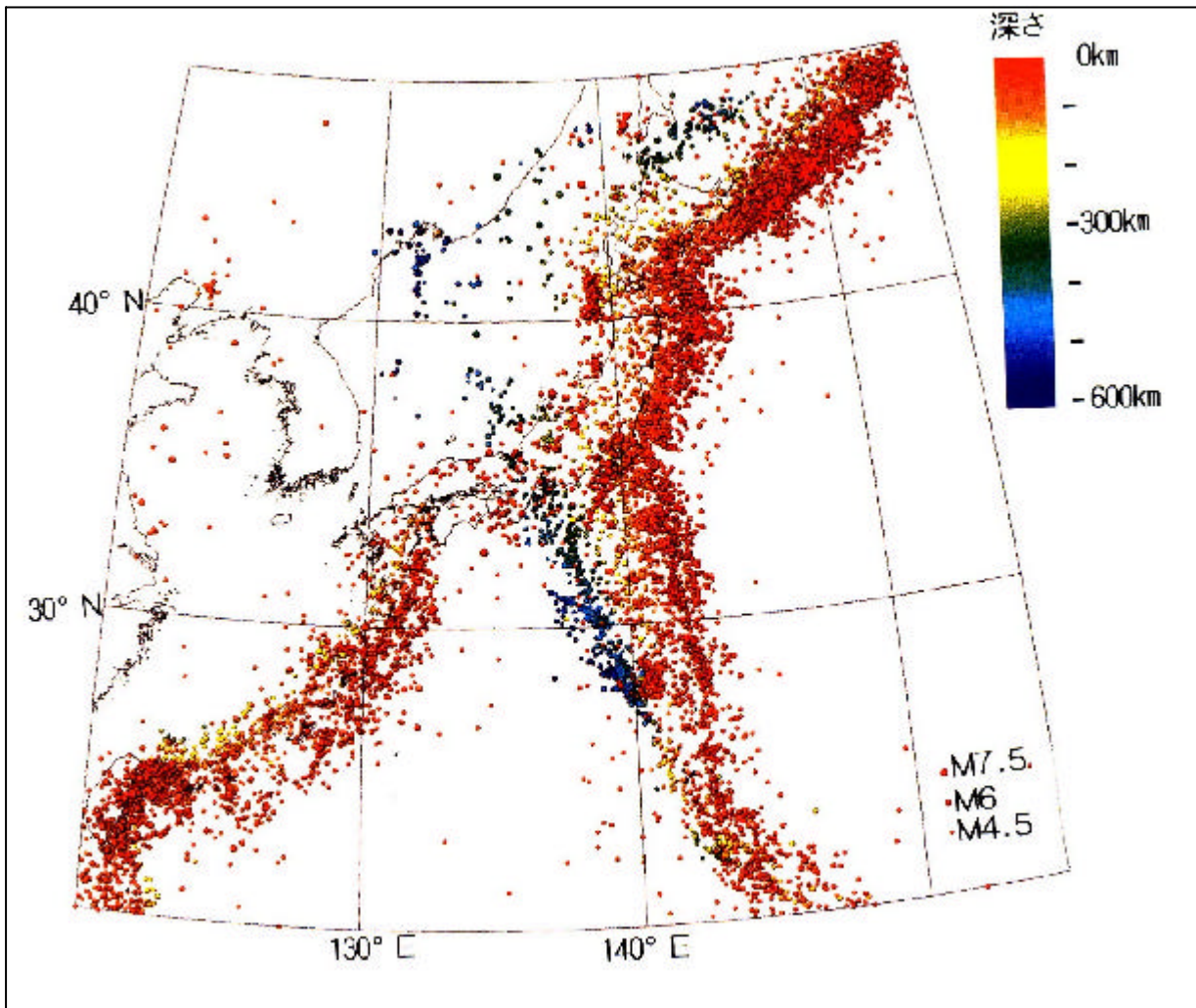
年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明 者数
昭和20. 1.13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306 人
20. 9.17~18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756 人
21.12.21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443 人
22. 8.14	浅間山噴火	浅間山周辺	11 人
22. 9.14~15	カスリーン台風	東海以北	1,930 人
23. 9.15~17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838 人
23. 6.28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,858 人
25. 9. 2~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539 人
26.10.13~15	ルース台風	全国 (特に山口)	943 人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33 人
28. 6.25~29	大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013 人
28. 7.16~24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124 人
29. 5. 8~12	風害 (低気圧)	北日本、近畿	670 人
29. 9.25~27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761 人
32. 7.25~28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722 人
33. 6.24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12 人
33. 9.26~28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,296 人
34. 9.26~27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098 人
35. 5.23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	139 人
38. 1 ~ 2	豪雪	北陸地方	231 人
39. 6.16	新潟地震 (M7.5)	新潟県、秋田県、山形県	26 人
40. 9.10~18	台風23,24,25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181 人
41. 9.23~25	台風24,26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317 人
42. 7 ~ 8	7, 8月豪雨	中部以西、東北南部	256 人
43. 5.16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52 人
47. 7. 3~15	台風6,7,9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447 人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30 人
51. 9. 8~14	台風17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171 人
52. 8. 7~53.10	有珠山噴火	北海道	3 人
53. 1.14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25 人
53. 6.12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28 人
54.10.17~20	台風20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115 人
57. 7 ~ 8	7, 8月豪雨及び台風10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439 人
58. 5.26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田県、青森県	104 人
58.7.20~29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117 人
58.10.3	三宅島噴火	三宅島周辺	
59. 9.14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29 人
59.12 ~ 60.3	豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	90 人
60.12 ~ 61.3	豪雪	北陸、東北地方	90 人
61.11.15~12.18	伊豆大島噴火	伊豆大島	
平成 2.11.17~	雲仙岳噴火	長崎県	44 人
5. 7.12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230 人
5. 7.31~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79 人
7. 1.17	阪神・淡路大震災 (M7.2)	兵庫県	6,435 人
12. 3.31~	有珠山噴火	北海道	
12. 6.25~	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1 人

〔注〕1 風水害は死者・行方不明者500人以上、地震・津波・火山噴火は死者・行方不明者10人以上のもののほか、災害対策基本法による非常災害対策本部が設置されたもの。

2 気象年鑑、理科年表による〔死者・行方不明者については消防庁調べによる。(阪神・淡路大震災については平成10年12月25日現在の数値)〕

世界の地震の1割は日本周辺で発生している。

1904～1995年に発生したM4.5以上の震源分布表



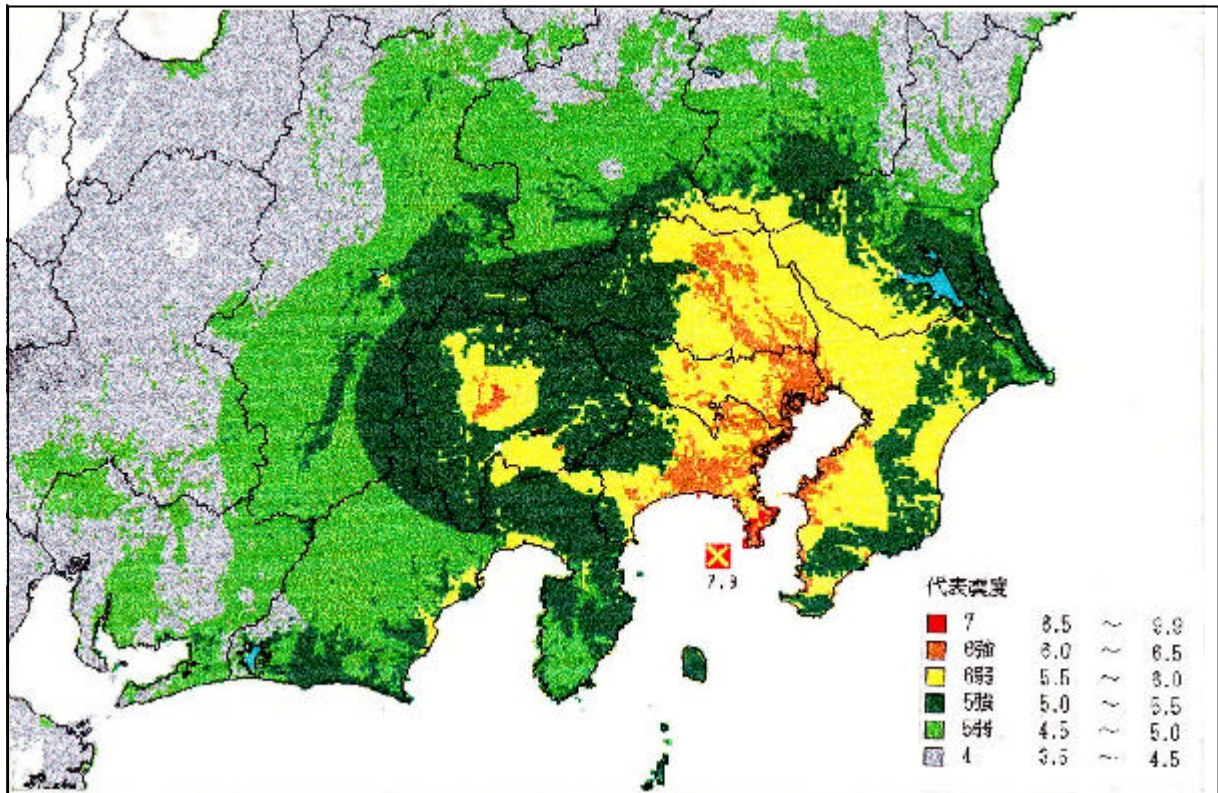
(出典「日本の地震活動」(地震調査研究推進本部、平成11年))

### 有感地震の年別回数

観測年	回数
平成9年(1997年)	1,791回
平成10年(1998年)	1,520回
平成11年(1999年)	1,023回
平成12年(2000年)	17,678回
平成13年(2001年)8月末まで	1,075回

(気象庁データより作成)

南関東地域においても、直下型地震の切迫性が指摘されている。なお、関東大震災クラスの地震が発生した場合、死者15万人、建物大破約39万棟、建物焼失約260万棟という大被害が予想されている。

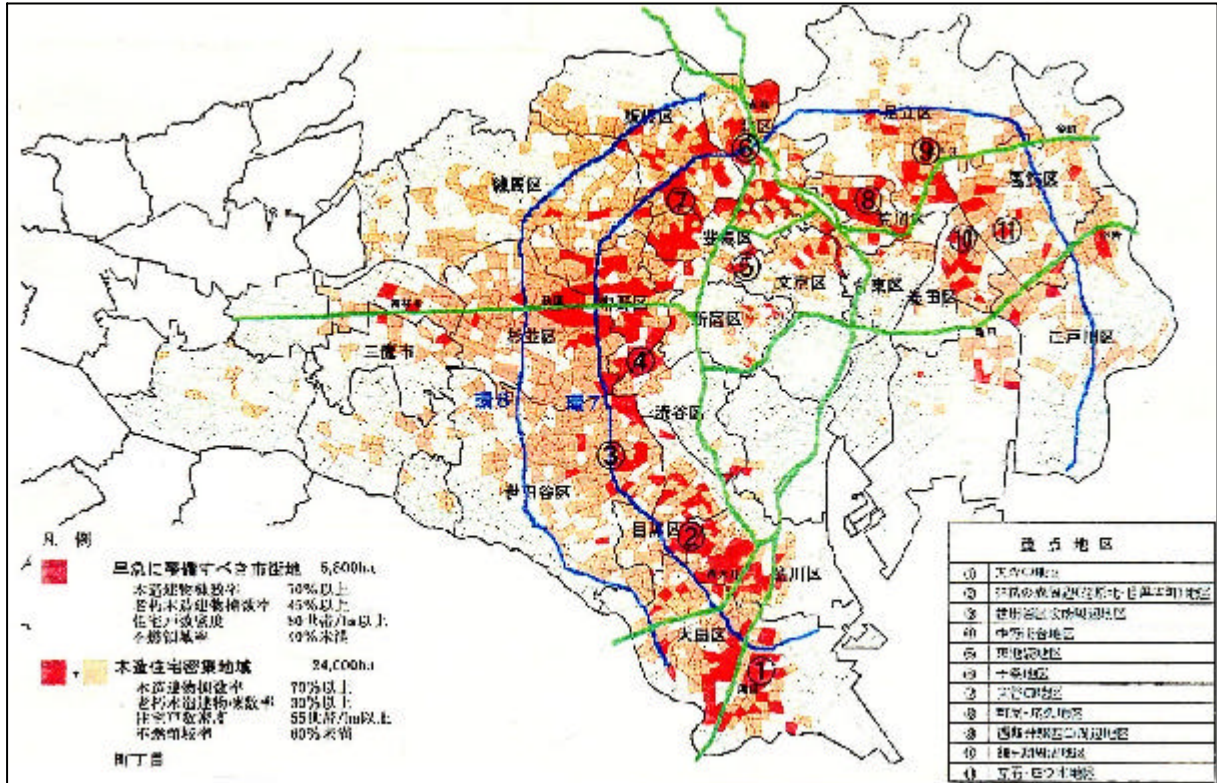


被害の内容	被害の程度	
人的被害	死者	約 1.5 万人
	負傷者	約 2.0 万人
建物被害	大破	約 3.9 万棟
	中破	約 4.2 万棟
火災被害	焼失棟数	約 2.6 0 万棟
	(罹災世帯)	約 3.7 7 万世帯

(出典「南関東地域地震被害想定調査」(中央防災会議、昭和63年))

(注) アメリカのリスクマネジメントソリューションズ社が行った被害想定(1995年)によると、東京を含めた首都圏で関東大震災と同様の地震が発生した場合、建築物・設備(ストック)被害100~160兆円、経済活動(フロー)被害105~165兆円としている。

倒壊の危険性の高い老朽住宅密集地域は、全国で約25,000haとされている。特に大都市部で多く、東京都では約6,000ha存在。



(出典「防災都市づくり推進計画」(東京都、平成9年))

阪神・淡路大震災では、8割超が建物倒壊による圧死



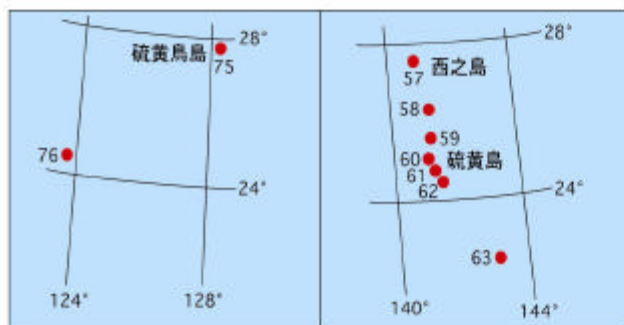
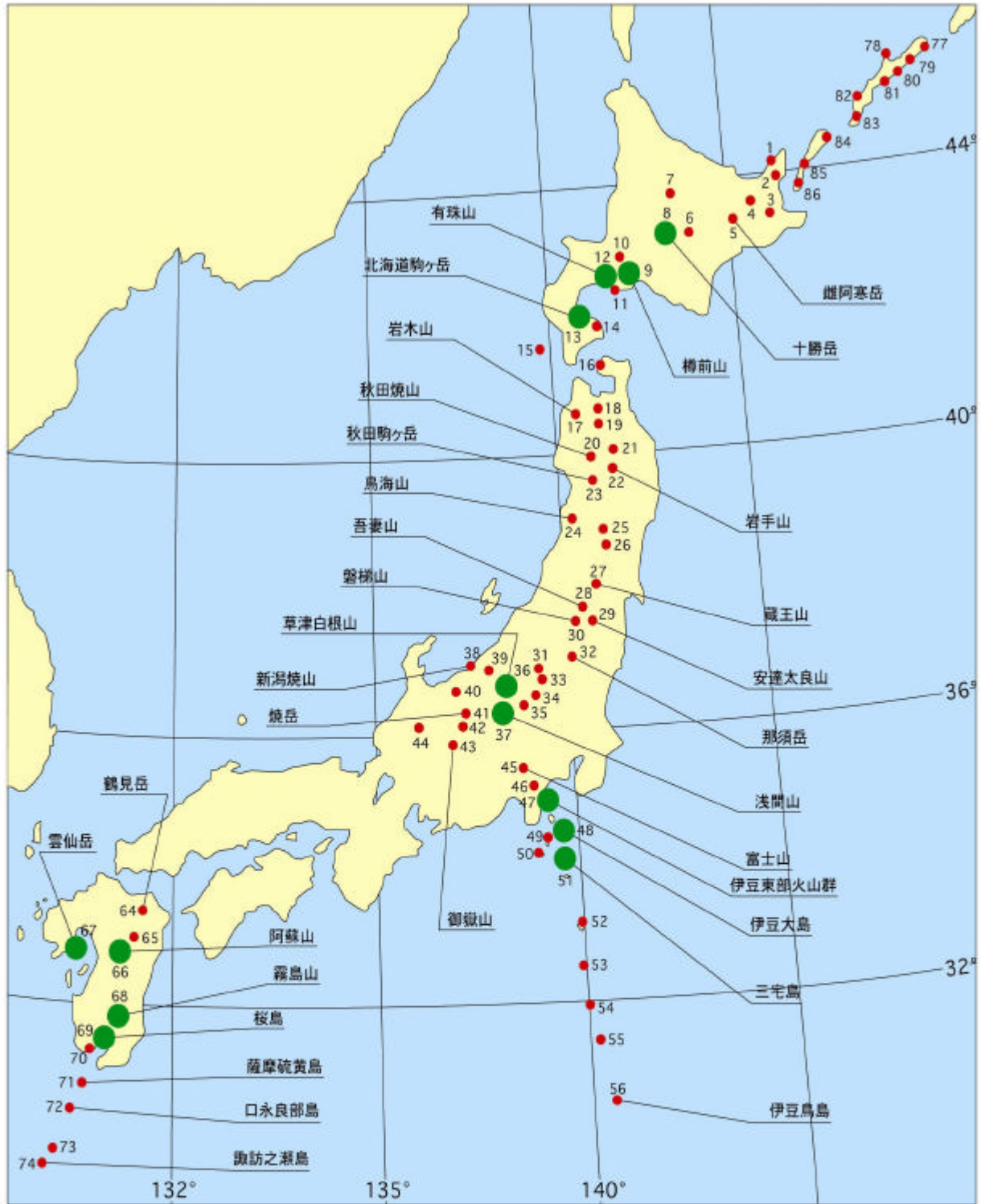
将棋倒しとなった住宅地  
(神戸市東灘区)



避難経路の確保も困難  
(淡路島北淡町)

# 世界の活火山の約 1 割が日本に存在している。

日本列島の火山分布状況



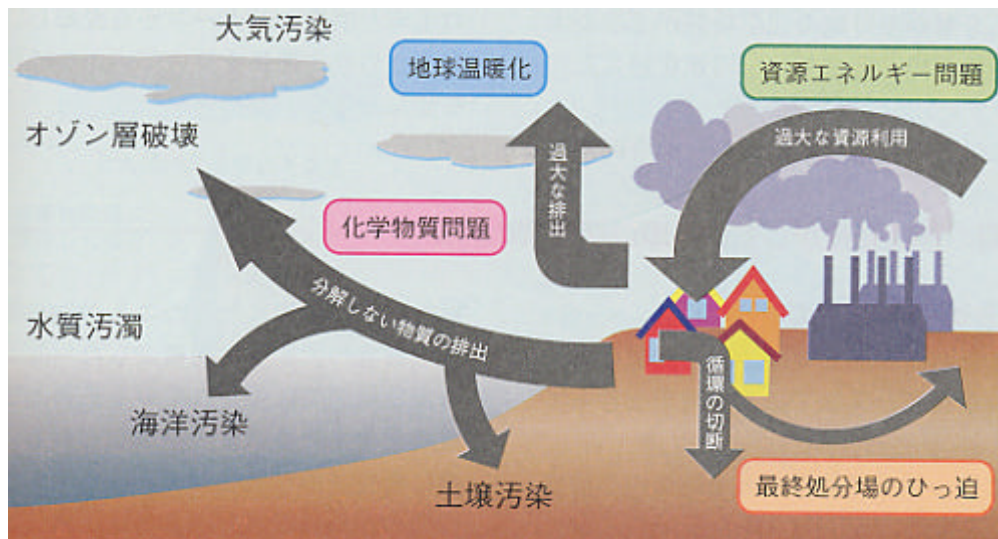
活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山

# 21世紀の災害について

## 地球の温暖化と災害

二酸化炭素等の温室効果ガスにより  
地球の温暖化が進行

### 物質循環と地球の温暖化



## 21世紀中に表面気温と海面が上昇

気温は1.4 ~ 5.8 上昇

豪雨による風水害、台風の巨大化、エルニーニョによる干ばつと洪水

9 ~ 88 cm程度海面が上昇

低地の居住地域が水没（我が国で海拔1 m以下に居住する人口は475万人）

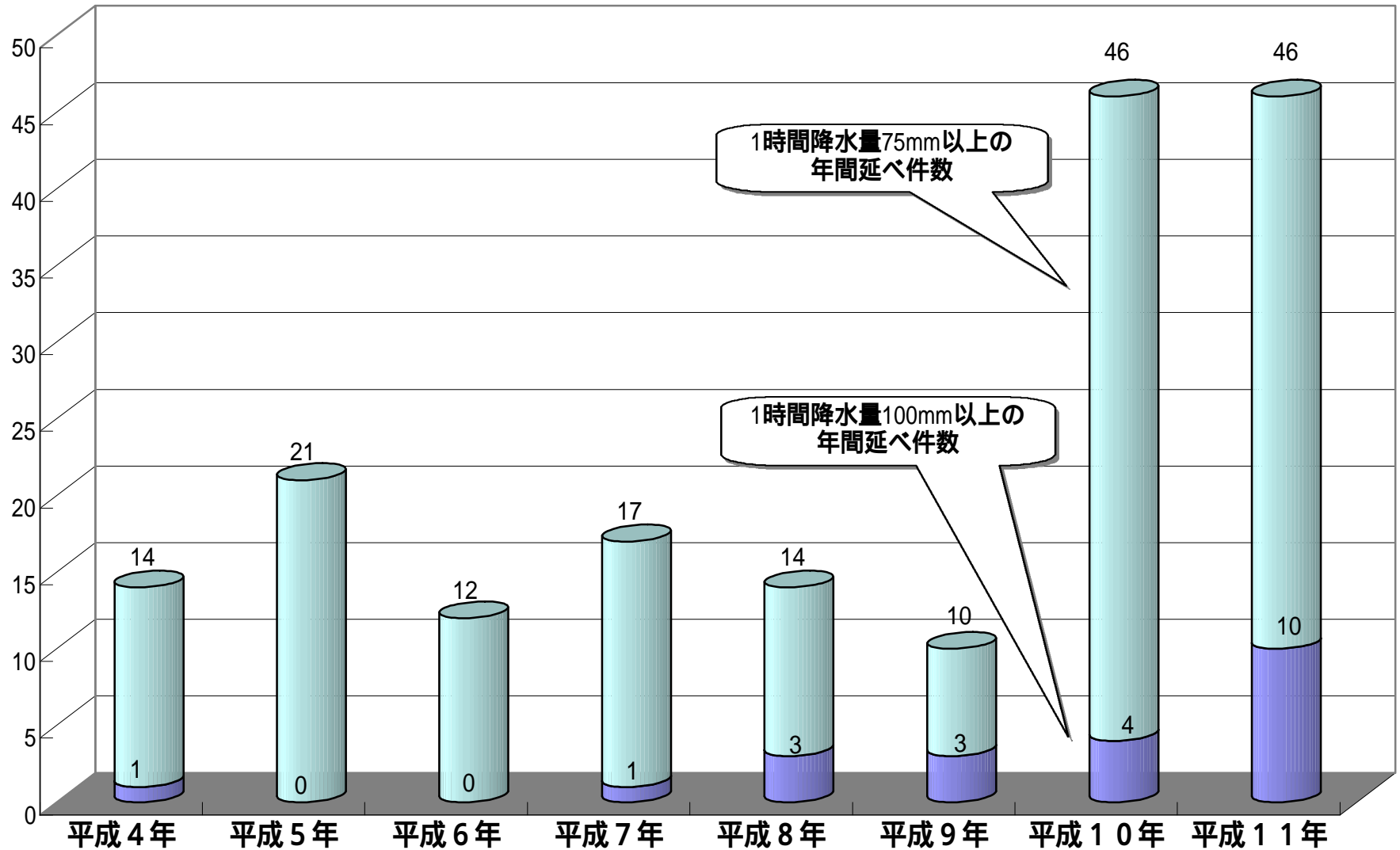
都市熱（ヒートアイランド）が進行

人口1,000万人以上の巨大都市で、雷、集中豪雨、ヒョウを伴う特有の気象パターン  
大都市で時間雨量100 mm前後の集中豪雨（想定を越える豪雨）



# 1時間降水量の年間延べ件数 (全国のアメダス地点(1300箇所)より)

(回数)



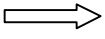
## 経済社会の変化に伴う災害

- ( 1 ) 都市化と災害 : 農地の宅地化が急速に進み、  
都市河川への負担が増加
  
- ( 2 ) 過疎化と災害 : 過疎化により国土の無人化  
が進み、農地や森林の管理  
が難しい  
災害の発生
  
- ( 3 ) 高齢化と災害 : 社会の高齢化が進み、災害  
時の弱者対策の重要性が増  
加 ( 阪神・淡路大震災では  
犠牲者の 4 5 % が 6 5 歳以  
上の高齢者 )
  
- ( 4 ) ネットワーク化と災害 : 高度情報化社会の進行によ  
って、ネットワークの一部  
が破壊されるだけでネット  
ワーク全体の機能が停止

# 災害対策一覧表

災害対策

防災基本計画  
災害対策基本法



災害応急対策

自衛隊法 警察法  
災害救助法 水防法  
非常災害対策本部の設置  
消防法

激甚災害制度  
(激甚災害法)

## 個別災害対策

### 風水害

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法  
河川法  
治山・治水緊急措置法

### 地震

大規模地震対策特別措置法 地震防災対策特別措置法  
地震財特法 建築物の耐震改修の促進に関する法律  
大都市震災対策推進要綱 南関東地域震災応急対策活動要領  
南関東地域直下の地震対策に関する大綱

### 火山

活動火山対策特別措置法

### 豪雪

豪雪地帯対策特別措置法  
豪雪公共施設防雪事業法

### 地滑り、崖崩れ、土石流

砂防法 森林法  
地すべり等防止法  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  
治山・治水緊急措置法  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

### 原子力災害

原子力災害対策特別措置法

- 被災者への救済援助措置
  - 被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法
  - 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金 災害弔慰金の支給等に関する法律
  - 災害関係住宅資金 住宅金融公庫法
  - 学生生徒への援助措置
  - 雇用者への援助措置 雇用保険法 産業労働者住宅金融通法 労働者災害補償保険法
  - 地方公務員災害補償法
  - 中小企業者への援助措置 国民生活金融公庫法 中小企業金融公庫法
  - 商工組合中央金庫法 中小企業近代化資金助成法
  - 中小企業信用保険法
  - 農林漁業者への援助措置 農林漁業金融公庫法 天災融資法 自作農維持資金金融通法
- 災害復旧・復興
  - 公共土木施設災害復旧 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
  - 農林水産業施設災害復旧 農林水産施設等災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
  - 文教施設等災害復旧 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
  - 厚生施設等災害復旧
  - 都市施設、公営住宅、空港、地方鉄道軌道
  - 災害関連事業
  - 被災市街地の復興 被災市街地復興特別措置法
  - 被災区分所有建物の再建 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
- 保険共済制度
  - 損害保険（風水害、地震（噴火を含む）） 地震保険に関する法律
  - 農林水産業関係災害補償制度 農業災害補償法 農業共同組合法 森林組合法
  - 森林国営保険法
  - 小規模事業者の火災保険
  - 労働者災害補償保険制度
- 災害関係税制
  - 損失控除、減免、徴収猶予、還付、申告等の期限の延長 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
- その他
  - 防災集団移転 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
  - 密集市街地の防災街区の整備 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

# 災害対策基本法の概要

## 【総則】...防災に関する責任の明確化

災害の定義... **自然災害** (地震、豪雨等異常な自然現象による被害)  
**事故災害** (大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)

国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民の責務...防災計画の実施、相互協力等

## 【防災に関する組織】...総合的防災行政の整備

	【平時】	【災害時】
【国】	中央防災会議	非常災害対策本部 緊急災害対策本部
【地方】	都道府県防災会議 市町村防災会議	災害対策本部

非常災害対策本部長 緊急災害対策本部長・・・内閣総理大臣  
 自然災害・・・防災担当大臣  
 事故災害・・・担当省庁大臣

## 【防災計画】...計画的防災行政の整備

中央防災会議 指定行政機関・指定公共機関 都道府県防災会議・市町村防災会議	防災基本計画 防災業務計画 地域防災計画
---	----------------------------

## 【災害予防】...災害の発生を未然に防止

防災組織の整備義務 : 災害予防責任者による防災に関する組織の整備義務  
 防災訓練の実施義務 : 防災訓練の実施、従業員の訓練参加義務  
 物資・資材の備蓄義務 : 災害時に必要な物資・資材の備蓄、点検、整備等

## 【災害応急対策】...災害の発生の防御、災害の拡大の防止

出動命令 : 消防、水防団への出動命令、警察等への出動要請等 (市町村長)  
 被害状況の報告 : 市町村 都道府県へ 都道府県 内閣総理大臣へ  
 避難の指示 : 立ち退きの勧告・指示 (原則市町村長)  
 警戒区域の設定 : 警戒区域の立ち入りを制限、禁止、退去等 (原則市町村長)  
 応急公用負担 : 工作物の使用、物件の使用・収用等 (原則市町村長)  
 従事命令 : 医療、土木建築工事、輸送関係者への従事命令等 (都道府県知事)  
 交通規制 : 通行の制限、禁止等 (都道府県公安委員会、警察官等)

## 【災害復旧・財政金融措置】...災害復旧に係る財政等の特例措置

国の負担金又は補助金の早期交付  
 激甚災害に対処するための財政援助 等

## 【災害緊急事態】...異常かつ激甚な災害の場合

内閣総理大臣 : 災害緊急事態布告 内閣 : 政令によって金銭債務支払等の延期措置

## その他の災害対策関係の主な法律（概要）

### 災害救助法（昭和22年10月）

災害発生時に、収容施設の供与、食品及び飲料水の供給、医療及び助産、災害にかかった者の救出等、原則として現物支給による、応急的に必要な救助を行う。救助に要する費用は都道府県負担であるが、100万円を超える場合は負担額に応じ一定の割合（1/2 ~ 9/10）を国が補助する。

### 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月）

地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に認められる災害が発生した場合に、その災害を政令で「激甚災害」と指定するとともに、当該激甚災害に対して適用すべき措置を指定する。具体的には災害復旧事業費等にかかる国庫補助の特別措置等が講じられる。

### 被災者生活再建支援法（平成10年5月）

自然災害により住宅が全壊した世帯又は半壊し、やむなく解体した世帯等に対し、生活の再建を支援するため、世帯主の年齢や世帯の収入に応じて、被災者生活再建支援金を支給する。支援金は、相互扶助の観点から都道府県が拠出した基金から支給され、国は支援金額の1/2を補助する。

### **活動火山対策特別措置法（昭和48年7月）**

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、或いは受けるおそれのあると認められる地域について、避難施設、防災営農施設、降灰防除施設の整備、降灰除去等の事業を促進する等の特別の措置等を講じる。

### **大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月）**

事前予知の可能性があるといわれている東海地震に対し、内閣総理大臣による地震防災対策強化地域の指定、中央防災会議による地震防災基本計画の作成、国及び地方公共団体の地震災害警戒本部の設置等、当該地域の防災性の向上と、予知から発生直前までの手続き等を定める。

### **地震防災対策特別措置法（平成7年6月）**

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、国庫補助率の嵩上げ等により、事業を積極的に推進するとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定める。

### **原子力災害対策特別措置法（平成11年12月）**

原子力災害の特殊性に鑑み、的確な情報把握に基づく迅速な初動対応と国の自治体との連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化等による原子力防災体制の強化を図るため、平時における防災業務計画の策定、緊急事態応急対策拠点施設の指定、原子力災害対策本部の設置等を規定している。

### **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月）**

土砂災害危険箇所と多発する土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定の開発行為に対する許可制、既存住宅の移転促進等を推進する。

## 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた災害対策の充実

### (1) 災害予防対策

避難地、避難路等の整備、小・中学校の耐震化等地震に強いまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、平成7年6月に地震防災対策特別措置法が制定された。

本法に基づき都道府県知事が地震防災上緊急を要する事業について5箇年計画を作成した場合には、計画に掲げられた事業の一部について、国庫補助率のかさ上げ措置が講じられた。

耐震改修法の制定、耐震診断・改修促進のための支援措置が設けられた。

既存建築物の耐震改修を促進するため、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、それを支援する助成措置等が設けられるとともに、一部の地方公共団体でも耐震診断・耐震改修促進のための支援措置が設けられた。

防災上危険な密集市街地の防災化のための法律の制定、事業の推進  
建替えに対する補助や延焼等危険建築物に対する除却勧告、新たな地区計画制度を内容とする「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が平成9年に制定された。例えば東京都では、早急に整備すべき市街地約6,000haを重点整備地域に指定し、積極的に事業展開している。

防災基本計画の修正を行った。

平成7年7月に、我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画については、具体的かつ実践的な計画とすることを基本方針とし、

地震、風水害、火山災害など災害の種類別に構成すること

災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で実施すべき措置、施策等の記述

国、公共機関、地方公共団体等各主体の責務の明確化

など、全面的な修正を行った。

平成9年9月には、事故災害編が追加され、大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化を図った。

ボランティア活動を支援するための制度等の充実

平成10年3月に制定した「特定非営利活動促進法」においては、災害救援活動を特定非営利活動と位置づけた。さらに、国及び地方公共団

体等においては、「被災建築物応急危険度判定制度」や「砂防ボランティア制度」等の制度を創設した。

防災訓練の充実・拡充を図った。

政府の即応体制、初動期の情報収集・伝達等の体制整備を図りつつ、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚参加による緊急災害対策本部の運営訓練や、ヘリテレシステムを活用した情報収集、現地訓練会場と政府本部間におけるテレビ会議など、内容の充実を図るとともに、より実践的な訓練を推進している。

また、地方においても、地域住民と防災関係機関が一体となった応急対策活動訓練や防災関係機関相互の広域応援訓練など、広域防災体制の充実に努めている。

## (2) 災害応急対策

初期情報の収集・連絡体制を充実するため、内閣情報集約センター、緊急参集チームが設立された。

平成7年2月に内閣情報調査室を情報伝達窓口とするとともに、大規模地震等が発生した場合、関係省庁の局長等の幹部は緊急に総理大臣官邸に参集し、内閣としての初動措置を始動するため、情報の集約を行うこととした。さらに、平成8年5月には、内閣情報集約センターを設立して災害時における情報収集の24時間体制を整えた。

被害規模を即時的に推計し、初動対応に活用するための被害の早期予測システムが整備された。

内閣府においては、地震発生直後、概ね30分以内に被害の大まかな規模を把握する「地震被害早期評価システム」を整備し、平成8年度から運用し、現在も精度を高めるための検討を進めている。

関係機関との連携を強化するため情報・通信基盤を整備している。

- ・被災した都道府県の災害対策本部と総理大臣官邸及び国の災害対策本部を直接結ぶ緊急連絡用回線
- ・立川広域防災基地内に設置されている9防災関係機関を結ぶ固定通信回線
- ・被災映像を総理大臣官邸、国の災害対策本部等に伝送することができる画像伝送回線
- ・地方の指定公共機関との間を結ぶ衛星通信回線
- ・総理大臣官邸、内閣府、防衛庁等との間で必要最小限の通信を確保する首都直下型地震対応衛星通信回線

の整備を推進している。



災害対策の強化を図るため災害対策基本法を改正した。

平成7年に2回にわたる災害対策基本法の改正により、交通規制の強化、緊急災害対策本部の設置要件の緩和及び組織の強化、本部長の指示権強化、現地災害対策本部の設置、派遣された自衛官への所要の権限の付与等、一層の災害対策の強化を図るための措置を講じた。

全都道府県による応援協定が締結され、広域応援体制が全国レベルで整備された。

広域応援態勢の整備・充実の必要性が認識され、地方公共団体、その他の公共機関等が相互応援協定を積極的に締結している。また、警察庁及び都道府県警察における広域緊急援助隊、消防庁及び地方公共団体における緊急消防援助隊の整備が推進されている。

南関東地域における地震防災対策を総合的に推進している。

平成10年に、震災後、関係機関によって進められている新たな施策や中央防災会議大都市震災対策専門委員会における議論等を踏まえ、南関東地域直下の地震対策に関する大綱及び南関東地域震災応急対策活動要領を大幅に改訂した。

医療・輸送等に即応できる体制の整備を推進している。

地方公共団体等では災害時の人員・傷病者や緊急物資の輸送を行うヘリコプターの離着陸地点の選定や災害拠点病院の指定を行っている。また南関東地域の大規模震災時において発災直後から重篤患者を被災地外へ円滑に搬出するための活動計画を定めた医療搬送アクションプランを策定した。

### (3) 災害復旧・復興

被災者の生活の再建を迅速かつ確実に支援する被災者生活再建支援法が制定された。

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の生活の再建を迅速かつ確実に支援する「被災者生活再建支援法」が平成10年5月に制定された。

激甚災害指定基準を38年ぶりに見直した。

公共土木施設等について、平成12年3月に激甚災害指定基準を改正し、指定の要件となる被害額の標準税収入に対する割合を、約1/8(本激A基準)等に緩和した。

同年10月には、中小企業関係について、一の都道府県の被害額が一定額を超える場合にも激甚災害として指定できるよう新たな基準を設けた。(本激B基準)

住宅再建の支援のあり方について検討を行った。

被災者の住宅再建支援については、被災者生活再建支援法附則第2条を踏まえ、平成11年1月に国土庁(現:内閣府)に「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」を設置した。

自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方について、総合的見地から検討を行い、平成12年12月に報告書をまとめた。

# 近年の災害の状況と対策

## 三宅島噴火災害について

### これまでの経過

年 月 日	概 要
平成12年	
6月26日	三宅島に緊急火山情報発表。
7月 8日	三宅島山頂で噴火。
8月18日	大規模な噴火（噴煙の高さ14,000m）。
8月29日	政府非常災害対策本部（本部長：国土庁長官 防災担当大臣）を設置。
8月29日	大規模な噴火（低温で弱い火砕流発生）。
9月 2日	全島民に対して島外避難指示を発令（4日までに避難完了）。
9月中旬	有毒な火山ガス（二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> ）の大量放出が始まる（最大時約8万トン/日）。
平成13年	
7月12日 } 13日 }	泥流による著しい被害等を受けた69世帯について一時帰宅を実施。
9月18日 } 19日 } 26日 } 27日 }	
10月 3日 }	全島民を対象に一時帰宅を実施。
	現在も有毒な火山ガスが大量放出（約1万トン/日）。

## 火山活動の状況について

現在、約 1 万トン / 日 の二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の放出が継続。風向き等により、山麓でも 10ppm (環境基準 : 0.1ppm) を超える SO<sub>2</sub> 濃度が観測されており、本格的な帰島はまだ困難な状況。

現在観測中の火山の中で世界最大(桜島:600~3,500 トン / 日)



三宅島雄山火口より噴煙が上がる状況  
(写真左上山麓に火山ガスが流下している様子)

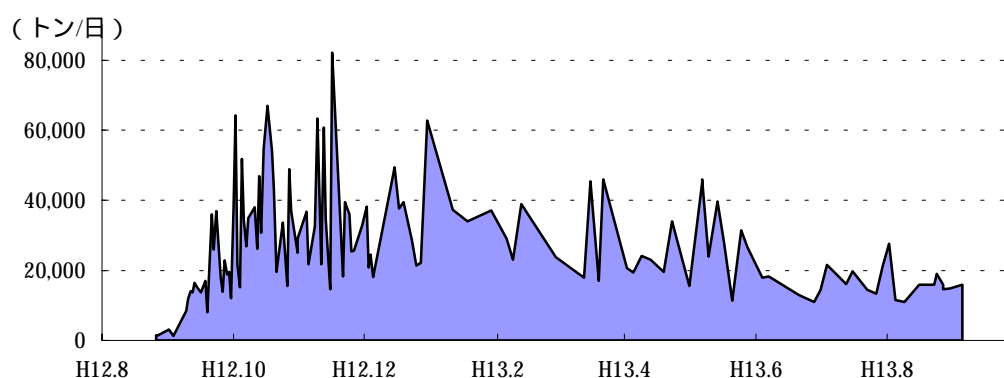


図 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の放出量の推移

## 一時帰宅の実施について

クリーンハウスの整備や都道の通行確保等の安全体制が整ったことから、9月18日から10月3日の5回に分けて、全島民の方々を対象とした一時帰宅を実施。



一時帰宅される島民の方々  
(平成13年9月18日)



泥流により著しい被害を受けた家屋  
(平成13年9月19日)

## 島内における応急対策の実施について

- これまでに、泥流対策やライフラインの機能確保等の島内作業を進めており、周回道路（都道）の通行を確保。
- 泥流対策等を集中的に実施するため、島内にクリーンハウス（火山ガス等に対する安全対策を施した施設）を整備し、防災関係者や作業員等が島内に常駐。火山ガスが収まり次第 1 日も早く帰島できるよう対策を推進。

## 被災者の方々への支援策について

国、東京都、三宅村が一体となって、生活支援策を実施。

（主な支援策）

- 都営住宅の無償提供や生活必需品の供与
- 被災者生活再建支援金(1世帯最高100万円)の支給
- 中小企業者の既往債務の返済猶予
- 公共職業安定所等における雇用特別相談窓口の設置や巡回相談の実施、「三宅島げんき農場」の開設など雇用機会の確保

# 有珠山噴火災害について

## ( 1 ) 火山活動等の概要

平成12年 3月29日 数日以内に噴火の可能性の情報

( 6,874世帯、15,815名に避難指示 )

3月31日 噴火

平成13年 5月28日 火山噴火予知連絡会統一見解「マグマの活動は終息」

6月20日 火口周辺200m程度の範囲を除き、避難指示を解除。

〔 9月25日現在、避難指示対象者は0名。  
応急仮設住宅等に631世帯1,470名が入居。 〕

## ( 2 ) 復興の状況等

火山活動の爪跡を保存して貴重な自然資源として活用する等、「火山との共生」を目指した復興の取組みを推進。

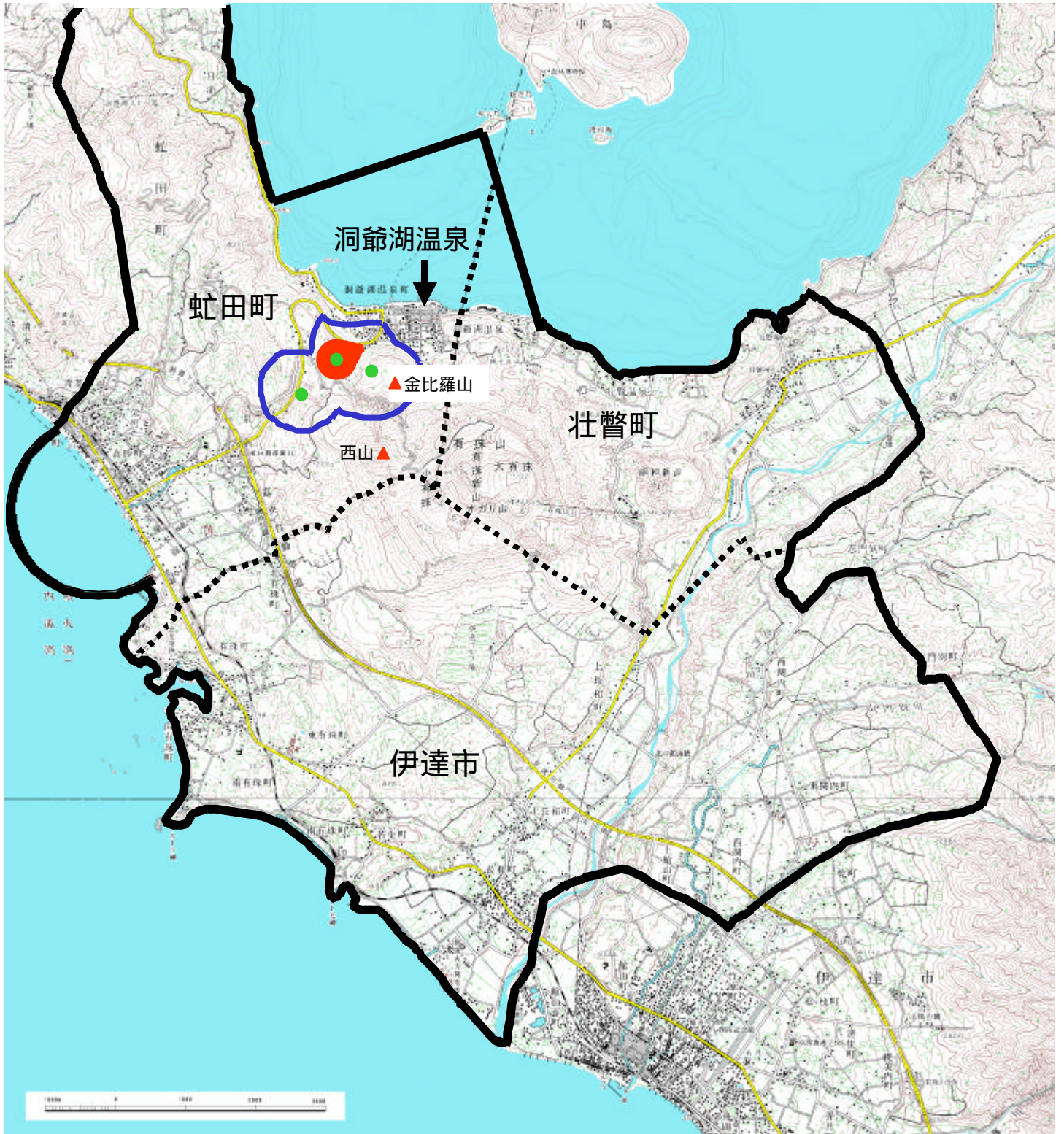
泥流現象を伝える最適な学習素材として、被災した町営住宅や町営浴場等を災害遺構として保存、活用。

ボランティアにより整備された西山火口周辺の遊歩道が7月10日に開放され、多い日には5,000人を超える観光客が訪問。

政府は、平成13年6月23日に「タウンミーティングイン北海道( 虻田町 )」を開催、洞爺湖観光の安全性をPR。

有珠山噴火非常災害対策本部の廃止に併せて「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議( 議長：防災担当大臣 )」を設置し、引き続き被災地の取組みを支援。

# 有珠山周辺の避難指示等区域について



- 平成12年3月31日頃の避難区域 (海面は4月13日避難指示、洞爺湖面は5月5日避難指示)
- 平成12年7月28日現在の避難指示区域
- 平成13年6月20日現在の避難指示区域
- 平成13年6月20日現在活動中の火口
- ..... 行政界 (一部未確定部分あり)



## 防災に関して指摘されている基本的諸問題（例）

### 1 防災対策における官民の果たすべき役割及び地域の防災対応力のあり方について

災害から国民の生命、身体及び財産を保護することは行政の最も重要な責務であるが、個々の住民や企業が、平常時より災害に対して備えを強化することも極めて重要である。

このため、今後の防災対策における国、自治体等の官と民間のそれぞれが果たすべき役割（「自助」、「共助」、「公助」のあり方）を明らかにすべきではないか。

また、地域全体の防災対応力を強化するため、地方公共団体の防災対応力の更なる充実を図るとともに、地域単位で、住民、企業、ボランティア、コミュニティと行政が連携していくべきではないか。

### 2 災害対策における国と地方の役割分担及び連携のあり方等について

災害対策基本法の仕組みにおいては、国民の生命、身体、財産を災害から保護する際、市町村が一次的に災害に対処し、都道府県、国も各々の役割に応じて災害に対処することとなっており、阪神・淡路大震災後に所要の改正を行ってきたものの、南関東直下型地震等の大規模災害に対して現体制で十分と言えるか。特に、災害の態様や規模に応じ、市町村の対応を越える災害については都道府県が、都道府県の対応を越える災害については国が果たすべき役割について様々な視点から検討すべきではないか。

また、地方公共団体間の相互応援や実働部隊の広域応援体制の強化について検討すべきではないか。

### 3 事故災害に対する防災対応力の強化について

複雑多様化・大規模化している事故災害について、それぞれの特性を踏まえ、必要な装備、資機材等の整備等、防災体制の強化を検討すべきでは

ないか。

#### **4 防災情報体制の充実強化と防災情報提供の推進について**

災害被害の低減を図るため、最新の防災科学技術の研究成果を活用することによって、防災情報の収集・伝達体制について、更にその整備を図ることとし、例えばITを活用した国・地方公共団体・住民を結ぶ高度な情報通信システムや災害状況を把握し、防災活動の実施を支援する災害対応システム等、新たな防災情報管理手法に関して研究・整備を進めるべきではないか。

また、ハザードマップの作成の推進等、防災データの蓄積を進めるとともに、その公開、提供の促進方を検討すべきではないか。

#### **5 防災計画等の実効性の確保について**

防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画については、その実効性を確保する観点から、それぞれの計画の位置づけと関係、その内容、業務の役割分担等を精査するとともに、定量的な目標の設定の可能性も含め改善方を検討すべきではないか。

また、防災基本計画において、防災業務計画及び地域防災計画で重点を置くべき事項を記述しているが、さらに、防災業務計画及び地域防災計画のあり方について検討するとともに、その作成・改定に資する支援体制の充実に努めるべきではないか。

更に、応急対策時の実践的マニュアルの作成について検討を行うべきではないか。

#### **6 防災・危機管理に関する人材育成について**

国及び地方公共団体における防災・危機管理に関する識見を有する人材の育成、訓練等を充実させるべきではないか。

#### **7 被災者の生活支援のあり方について**

災害により生活の基盤が著しいダメージを受けた被災者に対する、被災直後の救助対策から復興段階に至る様々な生活支援対策について、そのあり方を更に検討すべきではないか。

## 8 防災の視点からの土地利用のあり方について

土地利用のあり方が発災後の被害の拡大を左右することに鑑み、危険性のある地域への住宅や公共施設等の立地を抑制する方策を含め、防災の視点からの土地利用のあり方を検討すべきではないか。

## 防災基本計画専門調査会スケジュール（案）

- 10月11日 第1回会合（今後の進め方について）
- 〔10月下旬 第1回プロジェクトチーム会合〕
- 〔11月 第2回プロジェクトチーム会合〕
- 11月～12月 防災基本問題について
- 14年2月下旬 防災基本計画の修正及び防災基本問題について  
～3月上旬
- （3月中旬 中央防災会議開催（防災基本計画の修正等について））
- 4月～6月 適宜開催
- 6月～7月 防災基本問題に関する対処方針について中間とりまとめ
- 8月～11月 適宜開催
- 12月 防災基本問題に関する対処方針について最終とりまとめ